

# 高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 瑞幸会

1. 基本的理念
2. 定義
3. 虐待防止委員会、その他組織に関する事項
4. 高齢者虐待、不適切なケアの未然防止の取り組み
5. 虐待等が発生した場合の報告、対応方法に関する事項
6. 虐待防止責任者と担当者の責務
7. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
8. その他虐待防止の推進の為に必要な事項

## 1. 基本的理念

高齢者の尊厳を保持する為、いかなる時も入居者に対して虐待を行ってはならない。その為、社会福祉法人瑞幸会の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 高齢者虐待定義

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

### (2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 3. 虐待防止委員会及び組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会を設置する。

(2) 虐待ゼロ方針の元、適正な運営がなされているか毎月ケア会議、部署会議、幹部会議等にて検証を行う

(3) なお対象事案として検討する場合は虐待対策委員会を立ち上げ解決に向けて具体的な対策を講じる

【構成メンバー】 施設長、介護支援専門員、生活相談員、介護職、看護職  
その他施設長が必要と判断した職員

【委員会】 3ヵ月に1回

【検討内容】 ・対象事案がないかゼロ実行チェックの実施  
・対象事案がある場合、虐待対策委員会を立ち上げる

#### 4. 高齢者虐待、不適切なケアの未然防止の取り組み(職員研修)

当指針をもとに「どのようなことが高齢者虐待にあたるか」を中心に研修を行い全職員の高齢者虐待に対する知識・意識の統一を図る。

研修は基本年に1回実施する。(身体拘束研修と同時期に実施)

- (1) 事故や苦情の詳細の分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高める為の取り組み
- (3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み
- (4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (5) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知

研修については、研修実施責任者により、研修の写真・実施時間、参加者、研修内容等記載された研修報告書を作成する。報告書の保管場所は事務局とする。

研修実施者：各事業所委員会メンバー

研修対象者：介護職員、看護職員、その他職員

#### 5. 虐待等が発生した場合の報告、対応方法に関する事項

##### (1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は入居者、入居者家族または職員から虐待の通報がある時は本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 入居者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。

##### (2) 虐待に対する職員の責務

- ① 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 成年後見制度の利用支援を円滑に行うよう支援しなければならない。
- ③ 虐待防止担当者は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は幹部会を開催し解決にあたる。また、法人本部へ報告し、本人及び家族への説明を行う。

#### 6. 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には施設長、担当者には生活相談員がその職務にあたる。

- (1) 虐待防止責任者の責務
  - ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
  - ② 虐待防止に関する一連の責任者
- (2) 虐待防止担当者の責務
  - ① 入居者からの虐待通報受付
  - ② 職員からの虐待通報受付
  - ③ 虐待内容と入居者の意向の確認と記録
  - ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

## 7. 指針の閲覧について

当法人での高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、いつでも入居者及びご家族が自由に閲覧をできるようにする

## 8. その他高齢者虐待防止推進の為に必要な基本指針

当法人では、身体拘束は原則行わない。それは、介護の放棄という虐待であると捉えているからである。高齢者虐待の定義にあたるように意図的であるかどうかを問わない。高齢者虐待の防止は入居者のみならず自身の尊厳を守るということである。入居者の権利・利益を護る適切なケアを提供する為に各自の法令順守、倫理道德観を高める努力をしながら、話し合いを重ね介護する側が孤立しない、させない職場を作り上げていくこととする。

(附則) この指針は令和3年7月1日より施行する。